

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

改正後

改正前

<p>(輸出貿易管理令別表第一関係)</p> <p>第一条 輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〜五十七 「略」</p> <p>五十八 トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ トリチウムの製造(精製を含む。)、回収又は貯蔵に用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)</p> <p>(一) 「略」</p> <p>(二) 水素の同位元素の貯蔵用又は精製の装置であつて、金属水素化合物を貯蔵又は精製のための媒体として用いるもの</p> <p>ハ・ニ 「略」</p> <p>五十九〜六十二 「略」</p> <p>第二条・第二条の二 「略」</p> <p>第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〜二 「略」</p>	<p>(輸出貿易管理令別表第一関係)</p> <p>第一条 輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〜五十七 「略」</p> <p>五十八 トリチウムの製造、回収若しくは貯蔵に用いられる装置又はトリチウムの製造に用いられる装置の部分品であつて、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ トリチウムの製造、回収又は貯蔵に用いられる装置であつて、次のいずれかに該当するもの(イに該当するものを除く。)</p> <p>(一) 「略」</p> <p>(二) 水素の同位元素の貯蔵用の装置であつて、金属水素化合物を貯蔵のための媒体として用いるもの</p> <p>ハ・ニ 「略」</p> <p>五十九〜六十二 「略」</p> <p>第二条・第二条の二 「略」</p> <p>第三条 輸出令別表第一の四の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一〜二 「略」</p>
---	---

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ 「略」

ロ ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン、デトネーションエンジン若しくは複合サイクルエンジン（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

ハ ル 「略」

四 六 「略」

六の二 推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であつて、日本産業規格B一五一四一一号で定める精度が二級以上のものうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ト 「略」

チ 燃料又は酸化剤であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 過塩素酸塩、塩素酸塩又はクロム酸塩であつて、粉末状の金属又は燃料成分が混合されたもの

(二) 硝酸ヒドロキシランモニウム

リ ヶ ア 「略」

八 二七 「略」

三 推進装置若しくはその部分品、モータケースのライニング若しくは断熱材であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品

イ 「略」

ロ ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、パルスジェットエンジン若しくは複合サイクルエンジン（五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット又はペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができる無人航空機に使用することができるものに限る。）又はこれらの部分品

ハ ル 「略」

四 六 「略」

六の二 推進薬の制御装置に用いられるポンプに使用することができるラジアル玉軸受であつて、日本産業規格B一五一四一一号（転がり軸受—軸受の公差—第一部・ラジアル軸受）で定める精度が二級以上のものうち、次のイからハまでの全てに該当するもの

七 推進薬又はその原料となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ト 「略」

チ 過塩素酸塩、塩素酸塩又はクロム酸塩であつて、粉末状の金属又は燃料成分が混合されたもの

リ ヶ ア 「略」

八 二七 「略」

第四条 「略」

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（日本産業規格B一五〇一号で定める精度の等級が五以下の玉を除く。）

イ 玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であつて、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のものうち、日本産業規格B一五一四―一号で定める精度の等級が二級又は四級以上のもの

ロ・ハ 「略」

二〇四 「略」

五 日本産業規格Z二二四五号（ロックウェル硬さ試験方法）で定める測定方法によりCスケールで測定したロックウェル硬さが四〇以上である平歯車、はすば歯車又はやまば歯車を仕上げ加工するよう設計した数値制御を行うことができる工作機械であつて、次のイからハまでの全てに該当するものを加工することができるもの

イ ピッチ円直径が一、二五〇ミリメートルを超えるもの

ロ 歯幅がピッチ円直径の一五パーセント以上のもの

ハ 国際規格ISO一三二八（円筒歯車―ISO方式による精度）で定める精度が三級以上のもの

六〇十一 「略」

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

第四条 「略」

第五条 輸出令別表第一の六の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 軸受であつて、次のいずれかに該当するもの又はその部分品（日本産業規格B一五〇一号で定める精度の等級が五以下の玉を除く。）

イ 玉軸受又はころ軸受（円すいころ軸受を除く。）であつて、日本産業規格B一五一四―一号で定める精度の等級が四級以上のものうち、内輪、外輪及び転動体の全てがモネル製又はベリリウム製のもの

ロ・ハ 「略」

二〇四 「略」

五 日本産業規格Z二二四五号（ロックウェル硬さ試験方法）で定める測定方法によりCスケールで測定したロックウェル硬さが四〇以上である歯車を仕上げ加工するよう設計した工作機械であつて、ピッチ円直径が一、二五〇ミリメートルを超え、かつ、歯幅がピッチ円直径の一五パーセント以上の平歯車、はすば歯車若しくはやまば歯車のうち国際規格ISO一三二八（円筒歯車―ISO方式による精度）で定める精度が三級以上のものを仕上げ加工することができるもの又はその部分品、制御装置若しくは附属品

六〇十一 「略」

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサフアイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまで若しくはルからワまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるとは輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるとを除外。以下この条において同じ。）、FFTプロセッサ、スタティック式のラム又は不揮発性メモリーであつて、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両に設計した集積回路を除く。）

(一) ～ (三) 「略」

ハ・ニ 「略」

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）

(一) 「略」

一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサフアイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ マイクロプロセッサ、マイクロコンピュータ、マイクロコントローラ、化合物半導体を用いた記憶素子用のもの、アナログデジタル変換用のもの、アナログデジタル変換機能を有しデジタル化されたデータを記録し、若しくは処理することができるもの、デジタルアナログ変換用のもの、信号処理用の電気光学的集積回路若しくは光集積回路、フィールドプログラマブルロジックデバイス、カスタム集積回路（ハからチまで若しくはルからワまでのいずれかに該当する貨物であるかどうかの判断をすることができるとは輸出令別表第一の五から一五までの項の中欄のいずれかに該当する貨物に使用するように設計したものであるかどうかの判断をすることができるとを除外。以下この条において同じ。）、FFTプロセッサ、スタティック式のラム又は不揮発性メモリーであつて、次のいずれかに該当するもの（民生用の自動車又は鉄道車両に使用する集積回路を除く。）

(一) ～ (三) 「略」

ハ・ニ 「略」

ホ アナログデジタル変換用のもの又はデジタルアナログ変換用のものであつて、次のいずれかに該当するもの（ワに該当するものを除く。）

(一) 「略」

(二) デジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

1 分解能が一〇ビット以上一二ビット未満のものであって、調整された更新速度が三、五〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

2 分解能が一二ビット以上のものであって、次のいずれかに該当するもの

一 調整された更新速度が一、二五〇メガサンプリング毎秒を超え三、五〇〇メガサンプリング毎秒以下のものうち、次のいずれかに該当するもの  
イ 一二ビットの分解能で動作する場合のアナログ出力値が、フルスケールのレベルからフルスケールの〇・〇二四パーセント以内のレベルに変化するまでのセトリング時間が九ナノ秒未満のもの

ロ 一〇〇メガヘルツのデジタル入力信号でフルスケールを出力する場合又は一〇〇メガヘルツ未満のデジタル入力信号で最も高いフルスケールを出力する場合のスプリアス・フリー・ダイナミック・レンジが六八デシベルを超えるもの  
二 調整された更新速度が三、五〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

へしワ 「略」

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次

(二) デジタルアナログ変換用のものであって、次のいずれかに該当するもの

1 分解能が一〇ビット以上のものであって、調整された更新速度が三、五〇〇メガサンプリング毎秒を超えるもの

2 分解能が一二ビット以上のものであって、調整された更新速度が一、二五〇メガサンプリング毎秒を超えるものうち、次のいずれかに該当するもの

一 一二ビットの分解能で動作する場合のアナログ出力値が、フルスケールのレベルからフルスケールの〇・〇二四パーセントのレベルに変化するまでのセトリング時間が九ナノ秒未満のもの

二 一〇〇メガヘルツのデジタル入力信号でフルスケールを出力する場合又は一〇〇メガヘルツ未満のデジタル入力信号で最も高いフルスケールを出力する場合のスプリアス・フリー・ダイナミック・レンジが六八デシベルを超えるもの

へしワ 「略」

二 マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、次

のいずれかに該当するもの

イ・ロ 「略」

ハ モノリシックマイクロ波集積回路増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの（カに該当する集積化された移相器を有するモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除く。）

(一) 動作周波数が二・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの

1 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が七五ワット（四八・七五ディービーエム）超三〇〇ワット（五四・八ディービーエム）以下のもの

2 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五五ワット（四七・四ディービーエム）超三〇〇ワット（五四・八ディービーエム）以下のもの

3 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が四〇ワット（四六ディービーエム）超三〇〇ワット（五四・八ディービーエム）以下のもの

4 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇ワット（四三ディービーエム）超一二〇ワット（五〇・八ディービーエム）以下のもの

5 動作周波数が二・七ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ

のいずれかに該当するもの

イ・ロ 「略」

ハ モノリシックマイクロ波集積回路増幅器であつて、次のいずれかに該当するもの（カに該当する集積化された移相器を有するモノリシックマイクロ波集積回路増幅器を除く。）

(一) 動作周波数が二・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一五パーセントを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの

1 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が七五ワット（四八・七五ディービーエム）を超えるもの

2 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五五ワット（四七・四ディービーエム）を超えるもの

3 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が四〇ワット（四六ディービーエム）を超えるもの

4 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇ワット（四三ディービーエム）を超えるもの

〔新設〕

ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が三〇〇ワット  
(五四・八ディービーエム) を超えるのもの

6|| 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一二〇ワット(五〇・八ディービーエム) を超えるのもの

(二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの

1 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一〇ワット(四〇ディービーエム) 超二五ワット(四四ディービーエム) 以下のもの

2 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五ワット(三七ディービーエム) 超二五ワット(四四ディービーエム) 以下のもの又は動作周波数が一二ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一六ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五ワット(三七ディービーエム) を超えるもの

3|| 動作周波数が六・八ギガヘルツ超一二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二五ワット(四四ディービーエム) を超えるもの

四|| (三) (八) 「略」

ニ マイクロ波用ディスクリットトランジスタであつて、次のいずれかに該当するもの

(二) 動作周波数が二・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、次のいずれかに該当するもの

1 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘル

〔新設〕

(二) 動作周波数が六・八ギガヘルツ超一六ギガヘルツ以下であつて、瞬時帯域幅を中心周波数で除した値が一〇パーセントを超えるものうち、次のいずれかに該当するもの

1 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一〇ワット(四〇ディービーエム) を超えるもの

2 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五ワット(三七ディービーエム) を超えるもの

〔新設〕

(三) (八) 「略」

ニ マイクロ波用ディスクリットトランジスタであつて、次のいずれかに該当するもの

(二) 動作周波数が二・七ギガヘルツ超六・八ギガヘルツ以下であつて、次のいずれかに該当するもの

1 動作周波数が二・七ギガヘルツ超二・九ギガヘル

ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が四〇〇ワット  
(五六ディービーエム) 超六〇〇ワット(五七・八  
ディービーエム) 以下のもの

2 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇五ワット  
(五三・一二ディービーエム) 超六〇〇ワット(五  
七・八ディービーエム) 以下のもの

3 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一五ワット  
(五〇・六一ディービーエム) 超六〇〇ワット(五  
七・八ディービーエム) 以下のもの

4 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が六〇ワット(四  
七・七八ディービーエム) 超一三〇ワット(五一  
・二ディービーエム) 以下のもの

5|| 動作周波数が二・七ギガヘルツ超三・七ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が六〇〇ワッ  
ト(五七・八ディービーエム) を超えるもの

6|| 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一三〇ワット  
(五一・二ディービーエム) を超えるもの

(二)

動作周波数が六・八ギガヘルツ超三一・八ギガヘル  
ツ以下であつて、次のいずれかに該当するもの

1 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五〇ワット(四  
七ディービーエム) 超一三〇ワット(五一・二デ  
イービーエム) 以下のもの

2 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一二ギガヘルツ

ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が四〇〇ワット  
(五六ディービーエム) を超えるもの

2 動作周波数が二・九ギガヘルツ超三・二ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が二〇五ワット  
(五三・一二ディービーエム) を超えるもの

3 動作周波数が三・二ギガヘルツ超三・七ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一五ワット  
(五〇・六一ディービーエム) を超えるもの

4 動作周波数が三・七ギガヘルツ超六・八ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が六〇ワット(四  
七・七八ディービーエム) を超えるもの

〔新設〕

〔新設〕

(二)

動作周波数が六・八ギガヘルツ超三一・八ギガヘル  
ツ以下であつて、次のいずれかに該当するもの

1 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘル  
ツ以下であつて、ピーク飽和出力値が五〇ワット(四  
七ディービーエム) を超えるもの

2 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一二ギガヘルツ

以下であつて、ピーク飽和出力値が一五ワット（四一・七六ディービーエム）超六〇ワット（四七・八ディービーエム）以下のもの

3|| 動作周波数が六・八ギガヘルツ超八・五ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が一三〇ワット（五一・二ディービーエム）を超えるもの

4|| 動作周波数が八・五ギガヘルツ超一二ギガヘルツ以下であつて、ピーク飽和出力値が六〇ワット（四七・八ディービーエム）を超えるもの

5・6|| 〔略〕

(三) 〔略〕

(六) 動作周波数が八・五ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下の全ての周波数帯域において、ピーク飽和出力値が五ワット（三七ディービーエム）を超えるもの（第六条第二号二（一）から（五）までのいずれかに該当するものを除く。）

ホソカ 〔略〕

三〇十 〔略〕

十一 デジタル方式の記録装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 〔略〕

ロ 記録中の無線周波数信号データを信号処理することができるもの

十二 〔略〕

十三 信号発生器であつて、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を通倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。）

以下であつて、ピーク飽和出力値が一五ワット（四一・七六ディービーエム）を超えるもの

〔新設〕

〔新設〕

3・4 〔略〕

(三) 〔略〕

〔新設〕

ホソカ 〔略〕

三〇十 〔略〕

十一 デジタル方式の記録装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 〔略〕

ロ 記録中に無線周波数信号データを解析することができるもの

十二 〔略〕

十三 信号発生器であつて、次のいずれかに該当するもの（二以上の水晶発振器の周波数を加算した値、減算した値又はこれらの値を通倍した値によって出力周波数を規定する装置を除く。）

イ・ロ [略]

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) 削除

(二) 四・八ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(三) 削除

(四) 三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒未満のもの

(五) 三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

ニ [略]

ホ デジタルベースバンド信号をベクトル変調する機能を有するもので、ベクトル変調帯域幅が次のいずれかに該当するもの

(一) 四・八ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるもの

(二) 三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、五五〇メガヘルツを超えるもの

(三) 三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数帯域で、二・二ギガヘルツを超えるもの

へ 最大出力周波数が九〇ギガヘルツを超えるもの

十四 十六の二 [略]

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装

イ・ロ [略]

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) 削除

(二) 四・八ギガヘルツ超三一・八ギガヘルツ以下の出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

(三) 削除

(四) 三一・八ギガヘルツ超三七ギガヘルツ以下の出力周波数範囲で、五五〇メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が五〇〇マイクロ秒未満のもの

(五) 三七ギガヘルツ超九〇ギガヘルツ以下の出力周波数範囲で、二・二ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が一〇〇マイクロ秒未満のもの

ニ [略]

ホ 最大出力周波数が九〇ギガヘルツを超えるもの

[新設]

十四 十六の二 [略]

十七 半導体素子、集積回路若しくは半導体物質の製造用の装

置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ・ト 「略」

チ 位相シフト膜を有する多層マスクであつて、光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したものの（トに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）

リ・ヌ 「略」

十七の二 マスクの製造に用いられる基材であつて、モリブデン及びシリコンからなる多層膜の反射構造を有するマスクブランクのうち、次のイ及びロに該当するもの

イ・ロ 「略」

十八〜二十三 「略」

二十四 前二号のいずれかに該当する基板であつて、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）

第七条 「略」

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

置（ホにおいて「半導体製造装置」という。）若しくは試験装置若しくは集積回路の製造用のマスク若しくはレチクルであつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらの部分品若しくは附属品

イ・ト 「略」

チ 位相シフト膜を有する多層マスクであつて、次のいずれかに該当するもの（トに該当するもの及び第一号から第八号の四までのいずれにも該当しない記憶素子を製造するために設計したものを除く。）

(一) 複屈折率が七ナノメートル毎センチメートル未満のガラスを用いたマスク基板材料から製造されたもの  
(二) 光源の波長が二四五ナノメートル未満のリソグラフィ装置に用いるために設計したもの

リ・ヌ 「略」

十七の二 マスクの製造に用いられる基材であつて、モリブデン及びシリコンからなる多層膜の反射構造を有するマスクブランクのうち、次の(一)及び(二)に該当するもの

(一)・(二) 「略」

十八〜二十三 「略」

二十四 前二号に該当する基板であつて、当該基板の上に炭化けい素、窒化ガリウム、窒化アルミニウム又は窒化アルミニウムガリウムのエピタキシャル層を少なくとも一層以上有するもの（第十八号に該当するものを除く。）

第七条 「略」

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計したもの（人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

ハ 「略」

ニ 一二四度を超える温度で使用することができるよう設計したものであつて、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

二〇八の二 「略」

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）２、本号へ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズム（アルゴリズムの安全性が次の（一）から（六）までのいずれかに該当する困難性に基づくものに限る。以下この号において同じ。）を用いたものであつて、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したものの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能

一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線による影響を防止することができるように設計したもの（人工衛星に搭載するように設計したものを除く。）

ハ 「略」

ニ 一二四度を超える温度で使用することができるよう設計したものであつて、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設計し、改造したものを除く。）

二〇八の二 「略」

九 暗号装置又は暗号機能を実現するための部分品であつて、次のイからホまでのいずれかに該当するもの（第三条第十九号ハ（二）２、本号へ、第十一号又は第十条第五号イに該当するものを除く。）

イ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであつて、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計し、又は改造したものの（当該暗号機能を使用することができるもの（当該暗号機能が有効化されているものを含む。）又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いないで暗号機能を有効化できるもの

が有効化されているものを含む。)又は安全な仕組みの暗号機能有効化の手段を用いしないで暗号機能を有効化できるものに限る。)のうち、次の(七)から(十)までのいずれかに該当するもの(十一)から(二十)までに該当するものを除く。)

(一) 五十二ビットを超える整数の素因数分解

(二) 有限体上の乗法群における五十二ビットを超える

離散対数の計算

(三) (二)に規定するもの以外の群における一一二ビットを超える離散対数の計算

(四) 格子に関連する最短ベクトル又は最近接ベクトル

問題

(五) 超特異楕円曲線間の同種写像の探索

(六) ランダムな符号の復号

(七) [略]

(八) デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置又はこれらの部分品(七)に該当するものを除く。

(九) 電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは

処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品

(七)又は(八)に該当するものを除く。)

(十) 次の1及び2に該当するもの(七)から(九)までに該当するものを除く。)

1・2 [略]

(十一) 暗号機能を有するスマートカード若しくはその

リーダーライタであって、次のいずれかに該当するもの

又はこれらの部分品

に限る。)のうち、次の(一)から(四)までのいずれかに該当するもの(五)から(十三)までに該当するものを除く。)

[新設]

(一) [略]

(二) デジタル通信装置、有線若しくは無線回線網による電気通信回線を構築、管理若しくは運用するための装置又はこれらの部分品(一)に該当するものを除く。

(三) 電子計算機若しくは情報の記録及び保存若しくは

処理を主たる機能として有するもの又はこれらの部分品

(一)又は(二)に該当するものを除く。)

(四) 次の1及び2に該当するもの(一)から(三)までに該当するものを除く。)

1・2 [略]

(五) 暗号機能を有するスマートカード若しくはそのリ

ーダーライタであって、次のいずれかに該当するもの又

はこれらの部分品

1 スマートカードであつて、次のいずれかに該当するもの

一 次のいずれかに該当するものに限定されて使用するものであつて、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの

イ (七) から (十) までのいずれかにも該当しないもの

ロ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又は非対称アルゴリズムを用いたものであつて、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計したものの以外のも

ハ (十二) から (十六) までに該当するもの

二 個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。))を含む。))をいう。(十一)において同じ。)又は団体情報(法人その他の団体の情報であつて、認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。)(十一)において同じ。)に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

2

「略」

イハ 「略」

1 スマートカードであつて、次のいずれかに該当するもの

一 次のいずれかに該当するものに限定されて使用するものであつて、他の用途のためにプログラムの書き換えを行うことができないもの

イ (一) から (四) までのいずれかにも該当しないもの

ロ 対称アルゴリズムを用いたものであつて対称鍵の長さが五六ビットを超えるもの又はこれと同等の非対称アルゴリズムを用いたものであつて、データの機密性確保のための暗号機能を有するように設計したものの以外のも

ハ (六) から (十) までに該当するもの

二 個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの(認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。))を含む。))をいう。(五)において同じ。)又は団体情報(法人その他の団体の情報であつて、認証及び金銭債権に係るものその他これらに類するものを含む。)(五)において同じ。)に係る情報が記録され、又は記録されるように設計したものであつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

2

「略」

イハ 「略」

(十二) 「略」

(十三) 民生用の携帯用電話機端末（携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。（十五）において同じ。）若しくは移動用電話機端末（専ら自動車その他の移動体において使用するように設計したものをいう。（十五）において同じ。）であつて、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

1・2 「略」

(十四) ～ (十九) 「略」

(二十) ネットワークに接続する民生産業用途のために設計したものであつて、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

1 次のいずれかに該当するもの

一 ネットワークに接続可能な端末であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 情報システムのセキュリティ管理機能が、任意でないデータの秘匿又は操作、管理若しくは保守に限定されているもの

ロ ネットワークに接続する特定の民生産業用途に限定されているもの

二 ネットワーク装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ 一に該当する端末と通信するために設計した

もの  
ロ 情報システムのセキュリティ管理機能が、一に該当する端末のネットワークに接続する民生産業用途の支援に限定されているもの、又は当該ネットワーク装置若しくは本号イ（二十）に

(六) 「略」

(七) 民生用の携帯用電話機端末（携帯回線網用の電話その他の無線回線網用の電話をいう。（九）において同じ。）若しくは移動用電話機端末（専ら自動車その他の移動体において使用するように設計したものをいう。（九）において同じ。）であつて、次の1及び2に該当するもの又はこれらの部分品

1・2 「略」

(八) ～ (十三) 「略」

〔新設〕

該当する他の貨物の操作、管理若しくは保守に  
限定されているもの

2|| 情報システムのセキュリティ管理機能が、公開さ

れた又は商業用の暗号標準のみを用いたものであつ  
て、当該貨物の有する暗号機能が当該貨物を使用す  
る者によつて変更できないもの

ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある  
貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するものであ  
つて、次のいずれかに該当するもの

(一) ある貨物（本号から第十二号までに該当しないも  
のに限る。）を本号イに該当するもの（本号へに該当  
しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム  
（第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号又は  
第十七号に該当しないものに限る。）を第二十一条第  
一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係る  
ものに限る。）に該当するものに変換するように設計  
し、若しくは改造したものを

(二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの  
又は第二十一条第一項第七号、第八号の二若しくは第  
九号に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の  
有する機能と同等の機能を追加することができるよう  
に設計し、若しくは改造したものを

ハ～ヘ 「略」

十～十二 「略」

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用

該当する他の貨物の操作、管理若しくは保守に  
限定されているもの

2|| 情報システムのセキュリティ管理機能が、公開さ

れた又は商業用の暗号標準のみを用いたものであつ  
て、当該貨物の有する暗号機能が当該貨物を使用す  
る者によつて変更できないもの

ロ 暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある  
貨物（本号から第十二号までに該当しないものに限る。）  
を本号イに該当するもの（本号へに該当しないものに限る  
。）に変換し、若しくはあるプログラム（第二十一条第一  
項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しない  
ものに限る。）を第二十一条第一項第九号（第八条第九号  
イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するもの  
に変換するように設計し、若しくは改造したものを又は本号  
から第十二号までのいずれかに該当するもの若しくは第二  
十一条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当す  
るプログラムに本号イに該当する貨物の有する機能と同等  
の機能を追加することができるように設計し、若しくは改  
造したものを

(一) ある貨物（本号から第十二号までに該当しないも  
のに限る。）を本号イに該当するもの（本号へに該当  
しないものに限る。）に変換し、又はあるプログラム  
（第二十一条第一項第七号、第八号の二、第九号又は  
第十七号に該当しないものに限る。）を第二十一条第  
一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係る  
ものに限る。）に該当するものに変換するように設計  
し、若しくは改造したものを

(二) 本号から第十二号までのいずれかに該当するもの  
又は第二十一条第一項第七号、第八号の二若しくは第  
九号に該当するプログラムに本号イに該当する貨物の  
有する機能と同等の機能を追加することができるよう  
に設計し、若しくは改造したものを

ハ～ヘ 「略」

十～十二 「略」

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 音波（超音波を含む。以下この条において同じ。）を利用

した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〔略〕

ロ 受信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ハイドロホンであつて、加速度による影響を補正する機能を有していないものうち、その音圧感度(一ボルト毎マイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。)がマイナス一八〇デシベルを超えるもの(水上船舶に取り付けるように設計された魚群探知機を除く。)

二〇九の三〔略〕

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの(二に該当するものを除く。)

(一) (五)〔略〕

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以

下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつて、次のいずれかに該当するもの

一 定格平均出力が一、〇〇〇ワットを超えるもの

二 次のイ及びロに該当するもの

イ 定格平均出力が五〇〇ワットを超えるもの

ロ スペクトルバンド幅が四〇ギガヘルツ未満のもの

した水中探知装置、船舶用の位置決定装置又はこれらの部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ〔略〕

ロ 受信機能を有するもの又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) ハイドロホンであつて、加速度による影響を補正する機能を有していないものうち、その音圧感度(一ボルト毎マイクロパスカルである場合を〇デシベルとしたときのものをいう。)がマイナス一八〇デシベルを超えるもの

二〇九の三〔略〕

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 波長可変レーザー発振器以外の持続波レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの(二に該当するものを除く。)

(一) (五)〔略〕

(六) 九七五ナノメートル超一、一五〇ナノメートル以

下の波長範囲で使用するように設計したものであつて、次のいずれかに該当するもの

1 単一横モードで発振するものであつて、定格出力が五〇〇ワットを超えるもの

2 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの（産業用レーザー発振器であつて、定格出力が二キロワット超六キロワット以下のものうち、総重量が一、二〇〇キログラムを超えるものを除く。）

一 ウォールプラグ効率が一八パーセントを超えるものであって、定格出力が一、〇〇〇ワットを超えるもの

二 「略」

(七) 〓(十) 「略」

ロ 〓へ 「略」

十の二〓十三 「略」

十三の二 第三号イ(二)又は(三)のいずれかに該当する光

センサーの製造用に特別に設計されたマスク又はレチクル

十四〓十六 「略」

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであつて、次の  
いずれかに該当するもの又はその部分品

イ 九八一メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用すること  
ができるように設計したものであつて、次のいずれかに  
該当するもの

(一) 角速度の測定範囲が一秒当たり五〇〇度未満のも  
のであつて、次のいずれかに該当するもの

1・2 「略」

(二) 角速度の測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のもの

2 多重横モードで発振するものであって、次のいずれかに該当するもの（産業用レーザー発振器であつて、定格出力が二キロワット超六キロワット以下のものうち、総重量が一、二〇〇キログラムを超えるものを除く。）

一 ウォールプラグ効率が一八パーセントを超えるものであつて、定格出力が五〇〇ワットを超えるもの

二 「略」

(七) 〓(十) 「略」

ロ 〓へ 「略」

十の二〓十三 「略」

〔新設〕

十四〓十六 「略」

第十条 輸出令別表第一の一の項の経済産業省令で定める仕様  
のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 ジャイロスコープ若しくは角速度センサーであつて、次の  
いずれかに該当するもの又はその部分品

イ 九八一メートル毎秒毎秒以下の直線加速度で使用すること  
ができるように設計したものであつて、次のいずれかに  
該当するもの

(一) 測定範囲が一秒当たり五〇〇度未満のものであつ  
て、次のいずれかに該当するもの

1・2 「略」

(二) 測定範囲が一秒当たり五〇〇度以上のものであつ

のであって、次のいずれかに該当するもの  
1・2 [略]

ロ [略]

三・四 [略]

五 [略]

イ 位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の復号アルゴリズムを有するもの（民生用に設計されたものを除く。）

ロ [略]

六・九 [略]

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 有人式であり、かつ、繫索式の潜水艇であつて、一、〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

一の二 無人式の潜水艇であつて、次の全てに該当するもの

イ 繫索式で使用することができるように設計したもの

ロ 一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの

ハ 次のいずれかに該当するもの

(一) 直流の推進電動機又はスラスタを使用して、独

て、次のいずれかに該当するもの  
1・2 [略]

ロ [略]

三・四 [略]

五 [略]

イ 位置及び時刻に関するレンジングコードにアクセスするための暗号の復号化アルゴリズムを有するもの（民生用に設計されたものを除く。）

ロ [略]

六・九 [略]

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 繫索式の潜水艇であつて、一、〇〇〇メートルを超える水深で使用することができるように設計したもののうち、次のいずれかに該当するもの

イ 有人式の潜水艇

ロ 無人式の潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 直流の推進電動機又はスラスタを使用して、自力で潜航することができるように設計したもの

(二) 光ファイバーによってデータを送受することができるもの

〔新設〕

力で潜航することができるように設計したものを

(二) 光ファイバーによってデータを送受することができるもの

二・三 「略」

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 「略」

(一) 第一号の二又は第十四条第九号に該当する潜水艇に使用することができるもの

(二) 「略」

ハ 潜水艇に使用することができるように設計した自動制御装置であつて、航法データを使用し、かつ、サーボ制御方式であるものうち、次の(一)及び(二)に該当するもの(ロに該当するものを除く。)

(一) 第一号に該当する潜水艇に使用することができるように設計したもの

(二) 「略」

ホ 水中用の観測装置であつて、次の全てに該当するもの

(一) 潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計又は改造したもの

(二) 次のいずれかに該当する後方散乱による影響を減少させる機能を有するもの

1 レンジゲートイルミネーター

二・三 「略」

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

ロ 「略」

(一) 第一号ロ又は第十四条第九号に該当する潜水艇に使用することができるもの

(二) 「略」

ハ 潜水艇に使用することができるように設計した自動制御装置であつて、航法データを使用し、かつ、サーボ制御方式であるものうち、次の(一)及び(二)に該当するもの(ロに該当するものを除く。)

(一) 第一号イに該当する潜水艇に使用することができるように設計したもの

(二) 「略」

ホ 潜水艇に搭載して遠隔操作することができるように設計又は改造した水中用の観測装置であつて、後方散乱による影響を減少させる機能を有するもの(レンジゲートイルミネーター又はレーザ発振器を使用した装置を含む。)

ネーター又はレーザ発振器を使用した装置を含む。)

2) レーザー発振器を使用した装置

五〇十 「略」

- 十一 推進器の模型の周辺の水流から生じるノイズを音場において計測するために設計した回流水槽であつて、基準音圧が一マイクロパスカル及び周波数幅が一ヘルツの場合において、〇ヘルツ超五〇〇ヘルツ以下の周波数範囲での暗騒音が一〇〇デシベル未満のもの
- 十二〇十四 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕

様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

- (一) 次の全てに該当するもの

- 1 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

- 2 民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであつて、当該エンジンを搭載する航空機に対して、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

一 型式証明

- 二 型式証明と同等の文書であつて、国際民間航空機関の承認を受けたもの

(二) 「略」

ロ 「略」

二〇四 「略」

五〇十 「略」

- 十一 推進器の模型の周辺の水流から生じるノイズを音場において計測するために設計した回流水槽であつて、基準音圧が一マイクロパスカル及び周波数幅が一ヘルツの場合において、〇ヘルツ以上五〇〇ヘルツ以下の周波数範囲での暗騒音が一〇〇デシベル未満のもの
- 十二〇十四 「略」

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕

様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 航空機用のガスタービンエンジンであつて、次のいずれかに該当するもの

イ 「略」

- (一) 次の全てに該当するもの

- 1 本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関が証明したもの

- 2 民生用有人航空機の動力供給用ガスタービンエンジンであつて、本邦又は別表第二に掲げる地域の政府機関から次のいずれかの文書を発行されたもの

一 型式証明

- 二 型式証明と同等の文書であつて、国際民間航空機関の承認を受けたもの

(二) 「略」

ロ 「略」

二〇四 「略」

四の二 航空機であつて、宇宙空間用の飛しよう体の打上げ用の飛しよう体を空中で発射させるために特別に設計し、又は改造したものを

四の三 「略」

五の十の二 「略」

十一 次のいずれかに該当する装置又は工具（型を含む。）

イ 超合金用に設計した一方向性凝固又は単結晶の製造のための装置

ロ ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシユラウドを製造するために設計した耐熱金属製又はセラミック製の製造用の工具であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) コア

(二) シェル

(三) (一)又は(二)を組み合わせたもの

ハ ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシユラウドを製造するために設計した一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置

十二の二十 「略」

第十三条 「略」

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの（共結晶したものを含む。）  
イゝへ 「略」

〔新設〕

四の二 「略」

五の十の二 「略」

十一 ガスタービンエンジンのブレード、ベーン又はチップシユラウドを製造するための装置又は工具（型を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一方向性凝固又は単結晶の製造のための装置

ロ 製造用に設計されたコア、シェル又はこれらを組み合わせたものであつて、耐熱金属製のもの又はセラミック製のもの

ハ 一方向性凝固又は単結晶の積層造形を行う装置

十二の二十 「略」

第十三条 「略」

2 輸出令別表第一の一四の項(二)の経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 火薬又は爆薬の主成分となる物質であつて、次のいずれかに該当するもの（共結晶したものを含む。）  
イゝへ 「略」

ト 硝酸ヒドロキシランモニウム

チ 過塩素酸ヒドロキシランモニウム

リソワ 「略」

カ ジヒドロキシランモニウムⅡ五・五ービステトラゾー

ルー・ー・ージオラート(TKX)

二 「略」

3 3 10 「略」

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 電波の吸収材又は導電性高分子であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 電波の吸収材として使用するように設計したものであつて、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであつて、塗料に混入していないものを除く。

(一) 〓 (四) 「略」

(五) 「新設」 連続気泡発泡体のプラスチック材料から製造され

た板状の吸収材であつて、密度が〇・一五グラム毎立

方センチメートル以下のものうち、磁気損失により

電波を吸収するものでないもの

ロ・ハ 「略」

三 3 5 の二 「略」

六 音波(超音波を含む。)を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イ ハイドロホンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 〓 (三)

ト 水酸化アンモニウムナイトレート

チ 水酸化アンモニウムパークロレート

リソワ 「略」

「新設」

二 「略」

3 3 10 「略」

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 「略」

二 電波の吸収材又は導電性高分子であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 電波の吸収材として使用するように設計したものであつて、周波数が二〇〇メガヘルツ超三テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであつて、塗料に混入していないものを除く。

(一) 〓 (四) 「略」

「新設」

た板状の吸収材であつて、密度が〇・一五グラム毎立

方センチメートル以下のものうち、磁気損失により

電波を吸収するものでないもの

ロ・ハ 「略」

三 3 5 の二 「略」

六 音波(超音波を含む。)を利用した水中探知装置又はその部分品のうち、次のいずれかに該当するもの

イ ハイドロホンであつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 〓 (三)



(二) 3若しくは4又は第十六号ロに該当するものを除く。)の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)であつて、次のいずれにも該当しないもの  
イ〜ハ 「略」

三〜五 「略」

2 外為令別表の七の項(二)の経済産業省令で定める技術は、第六号第十七号イ、ロ、ホ、ヘ又はヌのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 「略」

四 電磁パルス又は静電放電による中斷から一ミリ秒以内に動作の連続性を失うことなくマイクロコンピュータ又はマイクロプロセッサを正常状態に回復するように特に設計したプログラム

4 「略」

5 外為令別表の七の項(五)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜四 「略」

五 動作周波数が三一・八ギガヘルツ以上の真空電子デバイス(クライストロン、進行波管及びこれらから派生したものを含む。)の設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)

第二十条 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜十五 「略」

( )であつて、次のいずれにも該当しないもの

イ〜ハ 「略」

三〜五 「略」

2 外為令別表の七の項(二)の経済産業省令で定める技術は、第六号第十七号イ、ロ、ニからヘまで又はヌのいずれかに該当するものを使用するために設計したプログラムとする。

3 外為令別表の七の項(三)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜三 「略」

〔新設〕

4 「略」

5 外為令別表の七の項(五)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜四 「略」

五 動作周波数が三一・八ギガヘルツ以上の真空電子デバイスの設計又は製造に係る技術(プログラムを除く。)

第二十条 「略」

第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一〜十五 「略」

十六 第八条第九号ロに該当する機能を有する技術（プログラムを除く。）であつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつて、ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

十七 第八条第九号ロに該当する機能を有するプログラムであつて、暗号機能有効化の手段を用いることによつてある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの

2  
4

〔略〕

十六 技術（プログラムを除く。）であつて、当該技術の暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物（第八条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第八条第九号イに該当するもの（同号へに該当しないものに限る。）に変換し、若しくはあるプログラム（本条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を本条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの又は第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの若しくは本条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第八号の二若しくは第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるよう設計し、若しくは改造したもの

十七 プログラムであつて、当該プログラムの暗号機能有効化の手段を用いることによつてのみ、ある貨物（第八条第九号から第十二号までに該当しないものに限る。）を第八条第九号イに該当するもの（同号へに該当しないものに限る。）に変換し、若しくはあるプログラム（本条第一項第七号、第八号の二、第九号又は第十七号に該当しないものに限る。）を本条第一項第九号（第八条第九号イ又はハからホまでに係るものに限る。）に該当するものに変換するように設計し、若しくは改造したもの又は第八条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの若しくは本条第一項第七号、第八号の二若しくは第九号に該当するプログラムに第八号第九号イに該当する貨物の有する機能と同等の機能を追加することができるよう設計し、若しくは改造したもの

2  
4

〔略〕

第二十二条～第二十三条 「略」

第二十四条 外為令別表の十二の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第十一条第一号の二、第四号ロ、第六号、第八号又は第十号へ若しくはトに該当するもの設計又は製造に必要な技術
- 二・三 「略」

2 外為令別表の一二の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第十一条若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物を使用するために設計したプログラム又は第十一条第一号、第一号の二、第二号、第四号ロ若しくはハ、第八号若しくは第十号若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

3 「略」

第二十五条 「略」

2 外為令別表の一三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする

- 一～四 「略」

五 第十二条第四号ホ又は同条第四号の三に該当するものを使用（操作に係るものに限る。）するために設計又は改造したプログラム

3 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 「略」

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに

第二十二条～第二十三条 「略」

第二十四条 外為令別表の十二の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 第十一条第一号ロ、第四号ロ、第六号、第八号又は第十号へ若しくはトに該当するもの設計又は製造に必要な技術
- 二・三 「略」

2 外為令別表の一二の項（二）の経済産業省令で定める技術は、第十一条若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物を使用するために設計したプログラム又は第十一条第一号、第二号、第四号ロ若しくはハ、第八号若しくは第十号若しくは第十四条第九号若しくは第十号に該当する貨物の使用（修理又はオーバーホールに係るものに限る。）に係る技術（プログラムを除く。）とする。

3 「略」

第二十五条 「略」

2 外為令別表の一三の項（二）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする

- 一～四 「略」

五 第十二条第四号ホ又は同条第四号の二に該当するものを使用（操作に係るものに限る。）するために設計又は改造したプログラム

3 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 「略」

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに

該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イゝニ 「略」

ホ 固相接合法を用いて翼部とディスク部を接合したもの

へ 削除

トゝヲ 「略」

三・四 「略」

4・5 「略」

第二十六条～第二十八条 「略」

別表第二

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スロバキア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国

別表第三 「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イゝニ 「略」

ホ 固相接合法を用いてタービンブレードの翼部とディスク部を接合したもの

へ 第十八条第四項に該当する拡散接合法を用いたもの

トゝヲ 「略」

三・四 「略」

4・5 「略」

第二十六条～第二十八条 「略」

別表第二

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、ロシア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スロバキア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、アメリカ合衆国

別表第三 「略」

(施行期日)

1 この省令は、令和二年一月二十二日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。